

令和2年度 枝幸町人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別採用者数

	一般行政職	保育士職	保健師職	医師職	看護師職	医療技術職	栄養士職	介護支援職	合計
高卒	2人	—	—	—	—	—	—	—	2人
短大卒	—	1人	—	—	1人	—	—	—	2人
短大3卒	—	—	—	—	1人	1人	—	—	2人
大卒	4人	—	1人	—	1人	—	—	—	6人
計	6人	1人	1人	0人	3人	1人	0人	0人	12人

※再任用職員は除く。

(2) 事由別退職者数

	一般行政職	保育士職	保健師職	医師職	看護師職	医療技術職	栄養士職	介護支援職	合計
定年退職	7人	—	—	—	2人	—	—	—	9人
早期退職	—	—	—	—	—	—	—	—	0人
自己都合	2人	2人	—	—	1人	1人	—	—	6人
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	0人
計	9人	2人	0人	0人	3人	1人	0人	0人	15人

※再任用職員は除く。

(3) 年度末の常勤職員数(令和3年3月31日現在)

	一般行政職	保育士職	保健師職	医師職	看護師職	医療技術職	栄養士職	介護支援職	合計
町長部局	117人	21人	9人	—	—	—	2人	—	149人
議会	2人	—	—	—	—	—	—	—	2人
農業委員会	2人	—	—	—	—	—	—	—	2人
教育委員会	24人	—	—	—	—	—	—	—	24人
水道事業	3人	—	—	—	—	—	—	—	3人
下水道事業	3人	—	—	—	—	—	—	—	3人
国保病院事業	10人	—	—	3人	53人	16人	3人	1人	86人
計	161人	21人	9人	3人	53人	16人	5人	1人	269人

※再任用パートタイム職員・任期付職員は除く。

2. 職員の給与の状況

「枝幸町の給与・定員管理等について」にて毎年3月に公表します。

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時刻	休憩時間	終業時刻	週休日
38時間45分	午前8時30分	正午から 午後1時まで	午後5時15分	土曜日 日曜日

(2) 休暇制度

①有給休暇

- ・年次有給休暇 . . . 年間20日（ただし、20日を限度に当該残日数を繰り越すことができる）
- ・病気休暇 . . . 結核性疾患、高血圧症、動脈硬化性心臓疾患、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病、悪性新生物による疾病、精神病、膠原病、その他の私傷病の療養に要する休暇
- ・特別休暇 . . . 裁判員等出頭、選挙権行使、妊娠、出産、育児、結婚、法要、忌引、夏季、ドナー、ボランティア、子どもの看護、短期介護などに要する休暇

年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
5,571日	1,269日	151人	8.4日	22.8%

（調査対象者：R2年1月1日から12月31日まで全期間在職した一般職員）

②無給休暇

- ・介護休暇 . . . 職員の配偶者、父母、子などが負傷、疾病及び老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護に要する休暇
- ・組合休暇（専従許可） . . . 職員団体の業務または活動に従事する場合の休暇

(3) 育児休業及び部分休業の制度

- ・育児休業 . . . 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、原則1回取得できる制度
- ・部分休業 . . . 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる制度
- ・育児短時間勤務 . . . 子が小学校就学の始期に達するまでの期間、職員が希望する日及び時間帯で勤務することができる制度

育児休業及び部分休業の取得状況

	育児休業取得対象者	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	2人	1人	0人
女性職員	9人	9人	0人

（令和元年度からの継続休業者を含む）

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分内容		処分者数	処分内容
分限 処分	免職	0人	
	降任	0人	
	休職	2人	6ヵ月（1人）・12ヵ月（1人）
	失職	0人	
懲戒 処分	免職	0人	
	停職	0人	
	減給	0人	
	戒告	0人	

5. 職員のサービスの状況

(サービスの基本基準)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(地方公務員法第30条)

区 分	内 容
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当たって、法令、条例、規程等に従い、かつ、上司の職務命令をに忠実に従わなければならない。(地方公務員法第32条)
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならない。(地方公務員法第35条)
争議行為等の禁止	職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。(地方公務員法第37条)
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。(地方公務員法第33条)
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、証人等になった場合も、任命権者の許可が必要である。また、離職した後も同様である。(地方公務員法第34条)
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得てその事業等に従事してはならない。(地方公務員法第38条)
政治的行為の制限	職員は、政治的団体の結成に参与し、これらの役員になるなどのほか、政治活動等を行ってはならない。(地方公務員法第36条)

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	研 修 内 容 (派遣先)	回数	日数	受講者数
職 場 内 研 修	枝幸町職員初任者研修	1回	4日	12人
派 遣 研 修	宗谷管内町村新規採用職員基礎研修(宗谷町村会)	1回	3日	7人
	宗谷管内町村初級職員研修(宗谷町村会)	1回	3日	5人
	宗谷管内町村中級職員研修(宗谷町村会)	1回	3日	8人
	留萌・宗谷地区法務(入門)研修(宗谷町村会)	1回	1日	1人
	指導能力研修(市町村職員研修センター)	3回	2日	3人
	管理能力研修(市町村職員研修センター)	3回	2日	3人
	職場で活かす創造性開発(市町村職員研修センター)	1回	2日	2人

(2) 勤務成績の評定の状況

人材育成と能力の活用により、組織の成果や職務の効率を上げるために、地方公務員法に準じた人事評価制度を導入し評価をおこなっている。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	内 容 等
総 合 健 診	107人	40歳以上の職員と、30～39歳の職員の半数を対象
生活習慣病予防健診	57人	会計年度任用職員等
定 期 健 診	123人	一般職員、会計年度任用職員等
保育士腰痛検査	17人	保育士

(2) 公務災害補償制度

区 分	発生件数	内 容 等
公 務 災 害	4件	公務中の災害について療養補償などをおこなう
通 勤 災 害	0件	通勤途上の災害について療養補償などをおこなう

(3) 福利厚生会助成

名 称	会員数	内 容 等
枝幸町職員福利厚生会	353人	福利厚生会負担金 86万9千円 給付事業、保健事業、文化事業、補助事業などをおこなう

(会員数はR2.4.1現在 南宗谷消防組合本部及び枝幸消防署職員数を含む)

8. 枝幸町に係る宗谷公平委員会の業務状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当する案件はない。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

該当する案件はない。